

Q 1 : 申請した児童手当はいつ振り込まれますか？

A : 児童手当は、支給する事由が発生した月（出生や転入月）の翌月分から支給が開始し、各偶数月の10日（土日祝の場合は前営業日）にそれぞれの前月分までの児童手当が振り込まれます。

例）5月10日にこどもが生まれて5月23日に児童手当を申請した

→6月分の児童手当から支給が開始

→6, 7月分の手当が8月10日に振り込み

※申請が遅れた場合、遅れた月分の児童手当は支給されませんのでご注意ください。

Q 2 : 引越しをしたら児童手当の手続きは必要ですか？

A : 原則、手続きが必要です。ただし、益田市内での住所変更であれば手続きは不要です。

Q 3 : これから離婚する予定ですが、児童手当の受給者は変更できますか？

A : 以下の①～③の条件をすべて満たしていれば、受給者を変更することができます。変更を希望する場合は、市子ども福祉課の窓口にてお手続きください。

①児童と現在の受給者が住民票上別世帯である

②児童が新しい受給者と住民票上同一世帯である

③離婚協議中であることを確認できる書類が提出できる ※離婚済みの場合は提出不要

例）調停期日呼出状、弁護士等が作成した書類、現受給者（配偶者）が記入した離婚協議中であることの申立書

Q 4 : 児童手当の振込先を配偶者（妻や夫）から自分に変更したいのですが、どうしたらいいですか？

A : 父母のうち所得が高い方へ受給者を変更する場合は、毎年7月の現況審査期間に受給者の変更手続きができます。受給者の変更を希望する場合は、6月末までに市子ども福祉課までご連絡ください。

※父母のうち、所得が低い方への変更は、原則として認められませんのであらかじめご了承ください。

Q 5 : 里帰り出産中ですが、手続きはどこでしたらいいですか？

A : 児童手当を受給する予定の保護者が住民登録をしている市町村で手続きをしてください。

※益田市では、郵送またはマイナポータルによる手続きも可能です。

Q 6 : こどもと別居することになりましたが、児童手当はもらえますか？

A : 単身赴任やこどもの進学など、一時的な別居の場合は「別居監護申立書」を提出することで、引き続き児童手当を受給できます。

ただし、離婚（離婚協議中含む）によって別居する場合、児童手当は児童と同居している方に優先的に支給されるため、受給資格がなくなることがあります。